

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 手続の流れの説明及び公表の構成

(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋ころ、市町村の選挙管理委員会が有権者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月ころにその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（**名簿記載通知**）が送付される。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望^{*2}の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（**参加困難月**^{*3}）の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか（**就職禁止事由**^{*4}）などを尋ねる（規15条）。

平成20年に作成された裁判員候補者名簿（平成21年用）の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（**選定**）。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（**呼び出さない措置**）、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（**選任手続期日**）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と題する書面を送付する（法26条、27条）。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由（**欠格事**

*2 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（**定型的辞退事由**）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ）。

*3 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護等、育児である（法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号）。

*4 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる（法15条）。

由^{*5}、就職禁止事由等)の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有無及びその事情などを尋ねる(法30条)。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し(呼出取消し)、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する(法27条5項・6項)^{*6}。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、呼出状の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由^{*7}や辞退申立ての有無について質問する(法34条1項)。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護士から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し(理由を付した不選任)、さらに検察官・弁護士から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で(理由を示さない不選任^{*8})、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員^{*9}及び事件ごとに決められた数の補充裁判員(上限6人)が選任される(法34条4項・7項、36条、37条)。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

*5 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる(法14条)。

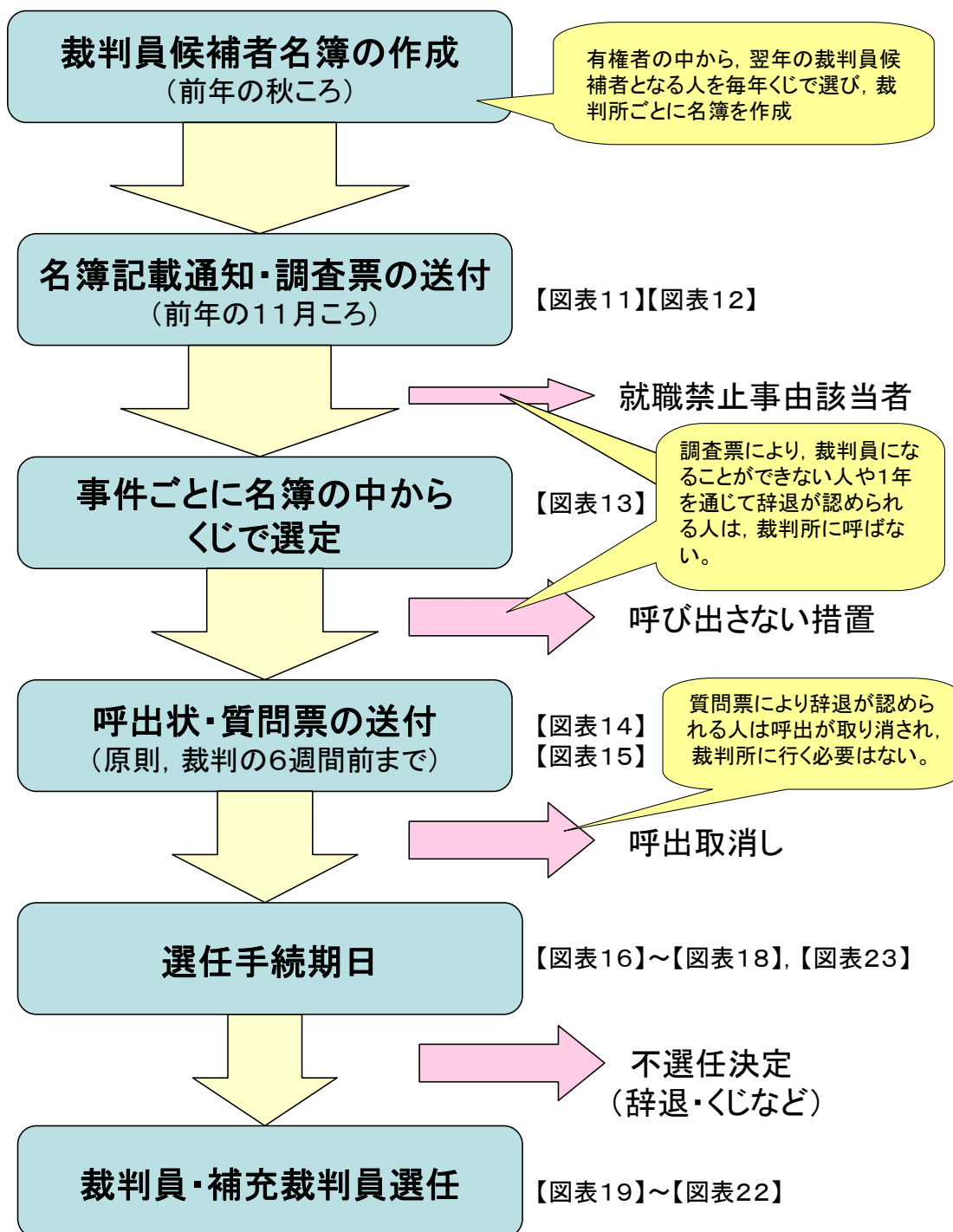
*6 事件によっては、呼出状の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある(分離発送方式)。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、呼出状を送付しない措置(呼び出さない措置)をとることになる。

*7 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由(被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条)についても確認する。

*8 検察官及び弁護士は、裁判員候補者について、それぞれ4人(補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人)を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする(法36条)。

*9 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる(法2条3項)。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要が高くなるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成21年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計29万5036人（有権者全体の約0.28%であり、有権者約352人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、12万4911人であり^{*10}、このうち調査票で就職禁止事由に該当し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申し出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,408人である。

*10 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表11 裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由該当者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

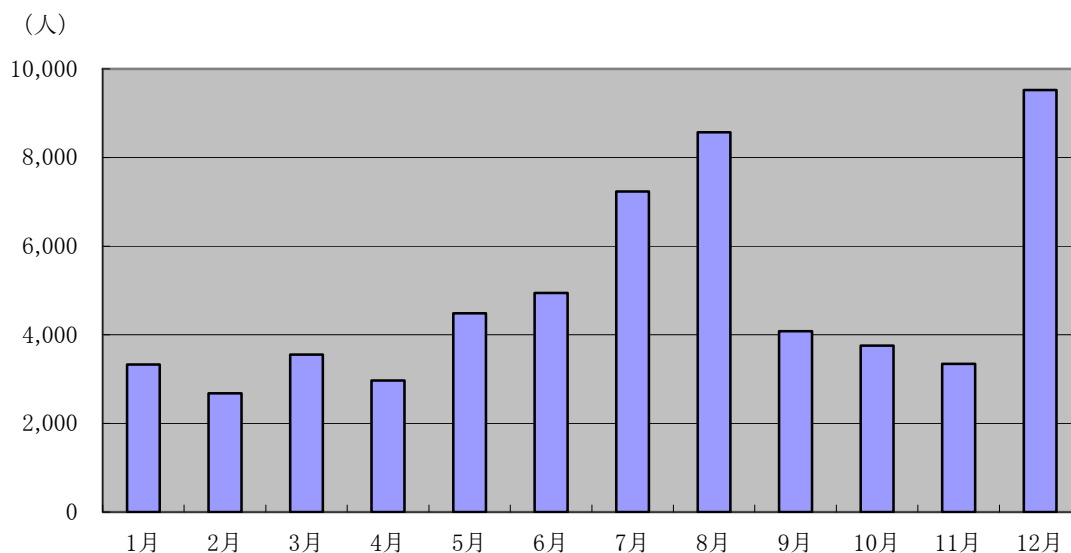
庁名	裁判員候補者名簿登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	295,036	124,911	1,488	70,251	広島地裁本庁	5,100	2,207	22	1,356
裁判員候補者名簿登録人数に占める割合(%)	100.0	42.3	0.5	23.8	山口地裁本庁	2,400	1,113	21	685
東京地裁本庁	28,000	11,011	159	5,823	岡山地裁本庁	3,440	1,509	7	948
東京地裁立川支部	5,800	2,275	35	1,178	鳥取地裁本庁	1,040	455	7	256
横浜地裁本庁	16,000	6,360	77	3,326	松江地裁本庁	1,200	577	5	377
横浜地裁小田原支部	2,176	860	7	506	福岡地裁本庁	11,200	4,612	70	2,575
さいたま地裁本庁	16,560	6,611	86	3,349	福岡地裁小倉支部	3,500	1,498	17	978
千葉地裁本庁	22,560	8,960	101	4,710	佐賀地裁本庁	1,200	575	13	345
水戸地裁本庁	7,600	3,134	28	1,757	長崎地裁本庁	2,000	898	15	556
宇都宮地裁本庁	5,440	2,250	24	1,222	大分地裁本庁	2,400	1,070	14	670
前橋地裁本庁	6,000	2,638	22	1,501	熊本地裁本庁	3,040	1,390	16	917
静岡地裁本庁	1,680	763	8	477	鹿児島地裁本庁	2,300	1,060	14	659
静岡地裁沼津支部	3,280	1,478	17	851	宮崎地裁本庁	2,700	1,227	19	764
静岡地裁浜松支部	1,760	799	16	441	那覇地裁本庁	2,000	676	14	343
甲府地裁本庁	2,300	1,051	6	635	仙台地裁本庁	4,160	1,803	24	992
長野地裁本庁	1,800	861	7	519	福島地裁本庁	1,150	513	6	333
長野地裁松本支部	1,800	890	2	542	福島地裁郡山支部	2,350	1,058	8	624
新潟地裁本庁	3,000	1,406	12	884	山形地裁本庁	2,160	1,001	10	636
大阪地裁本庁	24,100	10,027	93	5,467	盛岡地裁本庁	1,800	810	14	494
大阪地裁堺支部	4,800	2,023	26	1,069	秋田地裁本庁	1,200	589	7	395
京都地裁本庁	5,200	2,303	33	1,306	青森地裁本庁	1,800	776	21	459
神戸地裁本庁	9,000	3,869	50	2,043	札幌地裁本庁	6,100	2,649	54	1,473
神戸地裁姫路支部	3,500	1,545	16	915	函館地裁本庁	1,500	696	0	422
奈良地裁本庁	2,700	1,236	10	688	旭川地裁本庁	1,500	718	19	429
大津地裁本庁	3,600	1,571	17	851	釧路地裁本庁	1,200	583	10	319
和歌山地裁本庁	2,400	1,137	1	707	高松地裁本庁	2,880	1,371	16	813
名古屋地裁本庁	16,000	6,585	76	3,538	徳島地裁本庁	1,840	803	8	524
名古屋地裁岡崎支部	5,600	2,272	15	1,255	高知地裁本庁	2,160	1,007	10	651
津地裁本庁	6,000	2,747	27	1,638	松山地裁本庁	2,800	1,266	15	752
岐阜地裁本庁	3,400	1,532	16	929					
福井地裁本庁	960	445	8	288					
金沢地裁本庁	1,700	754	8	451					
富山地裁本庁	2,200	1,008	9	640					

(注) 刑事局の集計結果に基づく実人員であり，概数である。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(42.3)	(19.8)	(1.1)	(0.9)	(1.2)	(1.0)	(1.5)	(1.7)
295,036	124,911	58,477	3,330	2,683	3,557	2,970	4,489	4,945
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(2.5)	(2.9)	(1.4)	(1.3)	(1.1)	(3.2)
			7,230	8,568	4,083	3,755	3,343	9,524

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。
 2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。
 3 () は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合(%)である。



3 「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

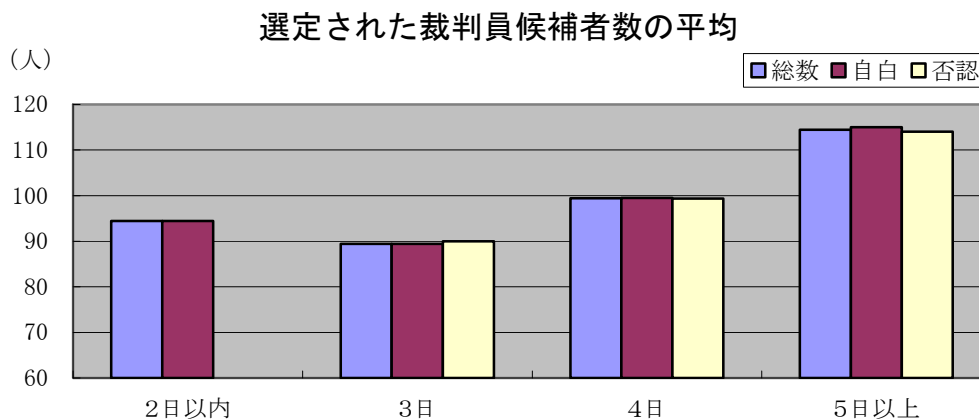
各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、1万3423人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	裁判員 候補者数	実 審 理 予 定 日 数			
			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	142	[94.5] 13,423	[94.4] 850	[89.5] 7,068	[99.4] 4,475	[114.4] 1,030
自白	114	[93.4] 10,643	[94.4] 850	[89.4] 6,348	[99.5] 2,985	[115.0] 460
否認	28	[99.3] 2,780	-	[90.0] 720	[99.3] 1,490	[114.0] 570

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は選定された裁判員候補者数の平均である。
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、

$$\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた
裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		選定された裁判員候補者数 (1)	呼び出さない措置がされた 裁判員候補者数 (2)	呼出状を送付した裁判員候補者数 (1) (2)	辞退がされたよつて呼出取消された 裁判員候補者数 (3)	選任手続期日前に辞退した 裁判員候補者数 (4)
総数		13,423	(28.2) 3,785	(71.8) 9,638	(20.6) 2,767	(48.8) 6,552
実審理 予定日 数	2日以内	850	(28.7) 244	(71.3) 606	(19.5) 166	(48.2) 410
	3日	7,068	(27.6) 1,948	(72.4) 5,120	(20.2) 1,431	(47.8) 3,379
	4日	4,475	(26.9) 1,205	(73.1) 3,270	(22.9) 1,023	(49.8) 2,228
	5日以上	1,030	(37.7) 388	(62.3) 642	(14.3) 147	(51.9) 535

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。
 3 () は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた
裁判員候補者数（庁別）

	選定された裁判員候補者数（1）	呼び出さなない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼出状を送付した裁判員候補者数（1+2）	取消しが出された裁判員候補者数（3）	辞退申請によつて呼出が認められた裁判員候補者数（2+3）		選定された裁判員候補者数（1）	呼び出さなない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼出状を送付した裁判員候補者数（1+2）	取消しが出された裁判員候補者数（3）	辞退申請によつて呼出が認められた裁判員候補者数（2+3）
総 数	13,423	3,785	9,638	2,767	6,552	広島地裁本庁	370	109	261	85	194
東京地裁本庁	810	239	571	140	379	山口地裁本庁	200	53	147	47	100
東京地裁立川支部	340	90	250	64	154	岡山地裁本庁	310	98	212	64	162
横浜地裁本庁	255	61	194	44	105	鳥取地裁本庁	180	42	138	33	75
横浜地裁小田原支部	130	37	93	20	57	松江地裁本庁	80	24	56	16	40
さいたま地裁本庁	673	168	505	165	333	福岡地裁本庁	360	88	272	86	174
千葉地裁本庁	1,200	249	951	298	547	福岡地裁小倉支部	-	-	-	-	-
水戸地裁本庁	90	22	68	17	39	佐賀地裁本庁	140	37	103	43	80
宇都宮地裁本庁	80	14	66	17	31	長崎地裁本庁	210	52	158	64	116
前橋地裁本庁	80	20	60	16	36	大分地裁本庁	80	11	69	23	34
静岡地裁本庁	-	-	-	-	-	熊本地裁本庁	530	165	365	121	286
静岡地裁沼津支部	190	45	145	40	85	鹿児島地裁本庁	300	76	224	74	150
静岡地裁浜松支部	80	22	58	15	37	宮崎地裁本庁	190	66	124	41	107
甲府地裁本庁	160	60	100	29	89	那覇地裁本庁	100	21	79	22	43
長野地裁本庁	100	26	74	22	48	仙台地裁本庁	410	79	331	119	198
長野地裁松本支部	-	-	-	-	-	福島地裁本庁	70	17	53	15	32
新潟地裁本庁	-	-	-	-	-	福島地裁郡山支部	200	48	152	58	106
大阪地裁本庁	1,050	343	707	170	513	山形地裁本庁	110	34	76	28	62
大阪地裁堺支部	100	41	59	9	50	盛岡地裁本庁	-	-	-	-	-
京都地裁本庁	320	76	244	79	155	秋田地裁本庁	80	30	50	15	45
神戸地裁本庁	375	102	273	80	182	青森地裁本庁	190	47	143	62	109
神戸地裁姫路支部	110	38	72	17	55	札幌地裁本庁	385	137	248	55	192
奈良地裁本庁	480	228	252	28	256	函館地裁本庁	-	-	-	-	-
大津地裁本庁	555	121	434	113	234	旭川地裁本庁	-	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	200	60	140	36	96	釧路地裁本庁	-	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	400	102	298	86	188	高松地裁本庁	100	40	60	16	56
名古屋地裁岡崎支部	100	28	72	15	43	徳島地裁本庁	190	60	130	32	92
津地裁本庁	100	32	68	14	46	高知地裁本庁	-	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	410	155	255	52	207	松山地裁本庁	100	33	67	28	61
福井地裁本庁	70	18	52	19	37						
金沢地裁本庁	-	-	-	-	-						
富山地裁本庁	80	21	59	15	36						

（注）1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、5,415人で、出席率は、83.9%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	142	9	79	45	9
選定された裁判員候補者の数 (A)	[94.5] 13,423	[94.4] 850	[89.5] 7,068	[99.4] 4,475	[114.4] 1,030
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[67.9] 9,638	[67.3] 606	[64.8] 5,120	[72.7] 3,270	[71.3] 642
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[22.4] 3,185	[23.7] 213	[21.0] 1,661	[25.4] 1,143	[18.7] 168
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[19.5] 2,767	[18.4] 166	[18.1] 1,431	[22.7] 1,023	[16.3] 147
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[38.1] 5,415	[37.9] 341	[36.7] 2,896	[39.3] 1,770	[45.3] 408
出席率(%) (D/(B-C))	83.9	86.8	83.7	83.2	86.1
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	40.3	40.1	41.0	39.6	39.6

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

3 []は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、708人で、同期日に出席した裁判員候補者5,415人に占める割合は13.1%である。また、辞退が認められた総数は、582人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
出席者数	5,415	341	2,896	1,770	408
辞退を申し立てた裁判員候補者数	708	33	376	222	77
辞退が認められた裁判員候補者数	《82.2》 582	《84.8》 28	《79.3》 298	《86.9》 193	《81.8》 63
疾病傷害(法16条8号イ)	(8.1) 47	(3.6) 1	(9.1) 27	(8.3) 16	(4.8) 3
介護養育(法16条8号ロ)	(11.0) 64	(10.7) 3	(11.7) 35	(10.4) 20	(9.5) 6
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(43.1) 251	(32.1) 9	(40.9) 122	(46.1) 89	(49.2) 31
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(7.0) 41	(7.1) 2	(5.4) 16	(4.7) 9	(22.2) 14
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 3	-	(0.7) 2	(0.5) 1	-
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.2) 7	-	(0.7) 2	(2.6) 5	-
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.9) 17	(17.9) 5	(1.7) 5	(1.6) 3	(6.3) 4
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.3) 2	-	(0.3) 1	(0.5) 1	-
遠隔地(辞退政令5号)	(0.9) 5	-	(0.7) 2	(1.0) 2	(1.6) 1
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(24.6) 143	(28.6) 8	(28.2) 84	(24.4) 47	(6.3) 4
その他の辞退事由	(0.3) 2	-	(0.7) 2	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

3 ()は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

4 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

(3) 不選任に関する状況

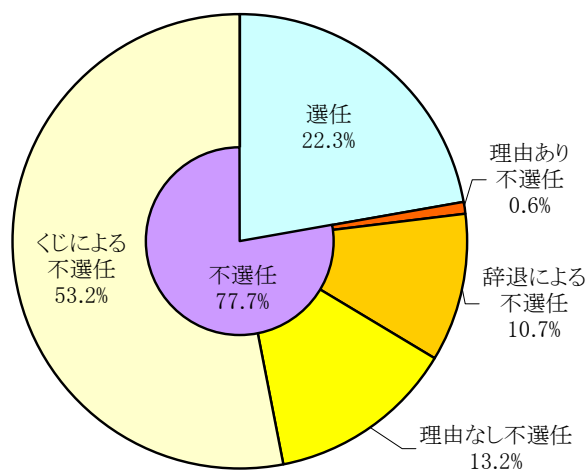
選任手続期日において、不選任決定がなされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳
(実審理予定日数別)

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	142	9	79	45	9
出席者数	[38.1] 5,415	[37.9] 341	[36.7] 2,896	[39.3] 1,770	[45.3] 408
不選任決定がされた裁判員候補者数	[29.6] 4,205	[29.7] 267	[28.3] 2,239	[30.5] 1,371	[36.4] 328
理由あり不選任(法34条4項)	[0.2] 31	[0.2] 2	[0.1] 7	[0.2] 9	[1.4] 13
辞退による不選任(法34条7項)	[4.1] 582	[3.1] 28	[3.8] 298	[4.3] 193	[7.0] 63
理由なし不選任(法36条)	[5.0] 713	[5.2] 47	[4.2] 330	[5.0] 226	[12.2] 110
くじによる不選任(法37条3項)	[20.3] 2,879	[21.1] 190	[20.3] 1,604	[21.0] 943	[15.8] 142
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	-	-	-	-	-

※注3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は判決人員1人当たりの平均である。
 3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日になされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。
 4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を定めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

(4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿登録者数から裁判員等に選任される各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフ(25頁)は、全選挙人名簿登録者が裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表20のとおりである(ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。)

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

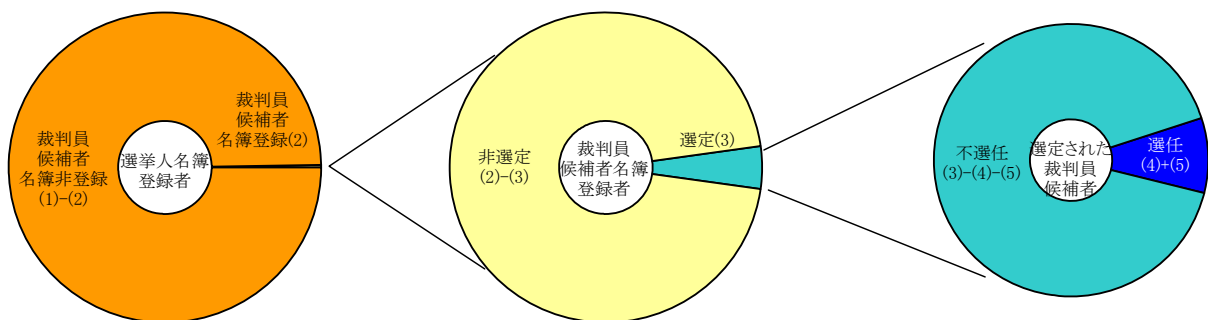
	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)÷(5) (2) (%)
総数	142	103,924,309	295,036	13,423	838	346	0.40
東京地裁本庁	9	7,195,569	28,000	810	56	22	0.28
東京地裁立川支部	4	3,311,624	5,800	340	24	9	0.57
横浜地裁本庁	3	6,236,449	16,000	255	19	6	0.16
横浜地裁小田原支部	2	984,568	2,176	130	12	4	0.74
さいたま地裁本庁	7	5,760,003	16,560	673	42	19	0.37
千葉地裁本庁	13	4,993,726	22,560	1,200	79	34	0.50
水戸地裁本庁	1	2,423,951	7,600	90	6	2	0.11
宇都宮地裁本庁	1	1,631,378	5,440	80	6	3	0.17
前橋地裁本庁	1	1,633,368	6,000	80	6	3	0.15
静岡地裁本庁	-	1,003,983	1,680	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	2	1,016,647	3,280	190	12	4	0.49
静岡地裁浜松支部	1	1,055,357	1,760	80	6	2	0.45
甲府地裁本庁	2	706,852	2,300	160	12	5	0.74
長野地裁本庁	1	878,524	1,800	100	6	2	0.44
長野地裁松本支部	-	889,338	1,800	-	-	-	-
新潟地裁本庁	-	1,978,722	3,000	-	-	-	-
大阪地裁本庁	12	5,093,477	24,100	1,050	73	27	0.41
大阪地裁堺支部	1	1,991,041	4,800	100	6	2	0.17
京都地裁本庁	3	2,104,811	5,200	320	18	9	0.52
神戸地裁本庁	4	3,177,906	9,000	375	24	9	0.37
神戸地裁姫路支部	1	1,358,257	3,500	110	6	3	0.26
奈良地裁本庁	4	1,158,090	2,700	480	6	3	0.33
大津地裁本庁	6	1,095,915	3,600	555	31	11	1.17
和歌山地裁本庁	2	857,568	2,400	200	12	4	0.67
名古屋地裁本庁	4	3,984,716	16,000	400	24	12	0.23
名古屋地裁岡崎支部	1	1,795,767	5,600	100	6	3	0.16
津地裁本庁	1	1,507,540	6,000	100	6	3	0.15
岐阜地裁本庁	4	1,696,540	3,400	410	24	11	1.03
福井地裁本庁	1	656,904	960	70	6	3	0.94
金沢地裁本庁	-	948,272	1,700	-	-	-	-
富山地裁本庁	1	910,141	2,200	80	6	2	0.36
広島地裁本庁	4	2,329,648	5,100	370	25	11	0.71
山口地裁本庁	2	1,222,554	2,400	200	12	5	0.71
岡山地裁本庁	3	1,582,459	3,440	310	19	11	0.87
鳥取地裁本庁	2	490,697	1,040	180	12	4	1.54
松江地裁本庁	1	599,833	1,200	80	6	3	0.75

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	4	3,005,664	11,200	360	24	10	0.30
福岡地裁小倉支部	-	1,086,877	3,500	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	1	691,703	1,200	140	6	4	0.83
長崎地裁本庁	2	1,190,318	2,000	210	12	6	0.90
大分地裁本庁	1	996,875	2,400	80	6	2	0.33
熊本地裁本庁	4	1,495,169	3,040	530	24	9	1.09
鹿児島地裁本庁	3	1,411,041	2,300	300	18	9	1.17
宮崎地裁本庁	2	939,174	2,700	190	12	4	0.59
那覇地裁本庁	1	1,058,553	2,000	100	6	3	0.45
仙台地裁本庁	5	1,908,141	4,160	410	31	13	1.06
福島地裁本庁	1	480,369	1,150	70	6	2	0.70
福島地裁郡山支部	2	1,191,297	2,350	200	12	5	0.72
山形地裁本庁	1	977,787	2,160	110	6	2	0.37
盛岡地裁本庁	-	1,119,873	1,800	-	-	-	-
秋田地裁本庁	1	943,288	1,200	80	6	2	0.67
青森地裁本庁	2	1,175,430	1,800	190	12	5	0.94
札幌地裁本庁	4	2,790,943	6,100	385	25	9	0.56
函館地裁本庁	-	416,532	1,500	-	-	-	-
旭川地裁本庁	-	624,502	1,500	-	-	-	-
釧路地裁本庁	-	800,622	1,200	-	-	-	-
高松地裁本庁	1	834,588	2,880	100	6	2	0.28
徳島地裁本庁	2	665,540	1,840	190	12	6	0.98
高知地裁本庁	-	650,763	2,160	-	-	-	-
松山地裁本庁	1	1,207,065	2,800	100	6	2	0.29

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した有権者数の総数である。
 5 「裁判員候補者名簿登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

<イメージ>



図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び
補充裁判員の属性

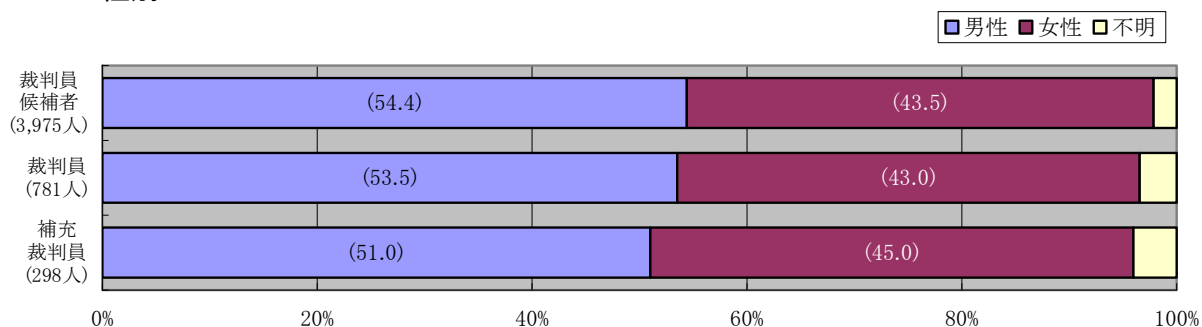
		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
性別	男性	2,162	418	152
	女性	1,728	336	134
	不明	85	27	12
年代別	20代	609	117	40
	30代	953	168	58
	40代	783	160	71
	50代	788	168	60
	60代	691	133	49
	70歳以上	70	7	7
	不明	81	28	13
職業別	お勤め	2,135	454	160
	自営・自由業	307	51	27
	パート・アルバイト	602	101	37
	専業主婦・専業主夫	384	80	35
	学生	40	5	1
	無職	297	39	11
	その他	102	21	11
	不明	108	30	16

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。

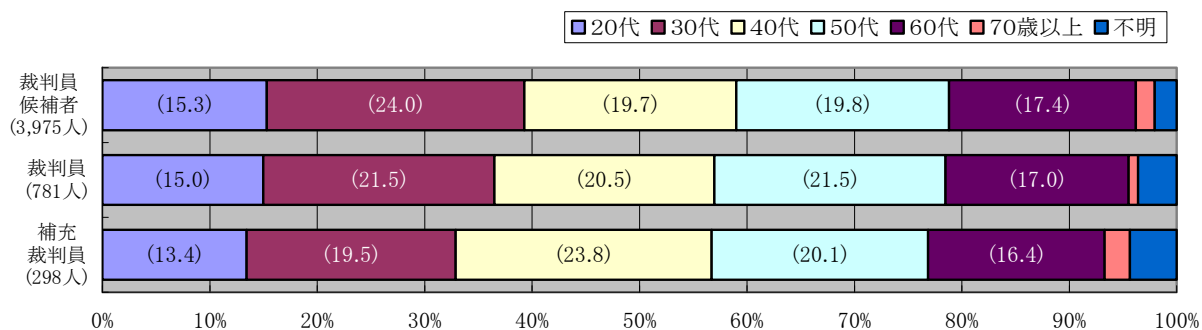
2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

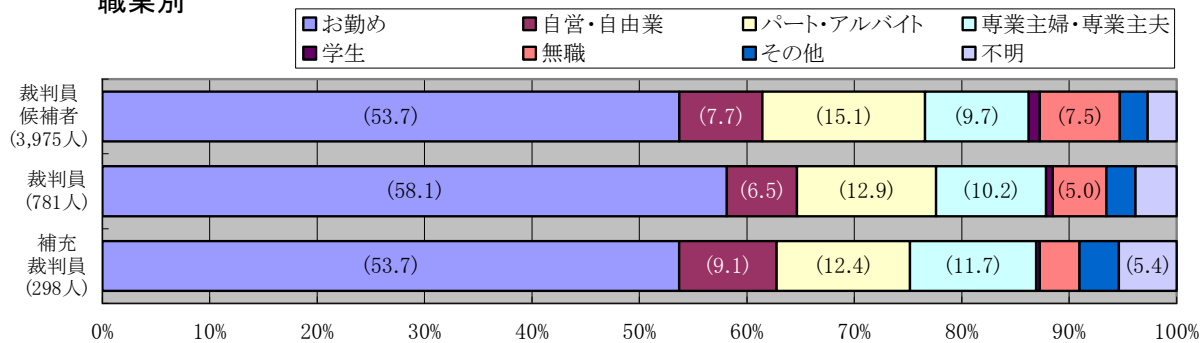
性別



年代別



職業別



図表21-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布（実審理予定日数別）

図表21-2 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

図表21-1

		判決人員	補充裁判員が選任された被告人						
			総数	選任された補充裁判員					
				1人	2人	3人	4人	5人	6人
総数		142	142	-	75	60	7	-	-
実審理予定日数	2日以内	9	9	-	7	2	-	-	-
	3日	79	79	-	55	23	1	-	-
	4日	45	45	-	11	29	5	-	-
	5日以上	9	9	-	2	6	1	-	-

図表21-2

		選任された補充裁判員数の平均
総数		2.5
実審理予定日数	2日以内	2.2
	3日	2.3
	4日	2.9
	5日以上	2.9

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数 (延べ人員)}}{\text{判決人員 (実人員)}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22-1 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

図表22-2 判決人員1人当たりの裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

図表22-1

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
裁判員	総数	10	-	6	3	1	-
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	1	-	-	1	-	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	9	-	6	2	1	-
補充裁判員	総数	85	6	47	28	1	3
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	1	-	1	-	-	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	8	-	5	2	1	-
	必要がないと認めたもの(法45条)	76	6	41	26	-	3

図表22-2

	判決人員 1人当たり の平均	開 廷 回 数				
		2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員	142	9	90	35	7	1
解任された裁判員	0.07	-	0.07	0.09	0.14	-
解任された補充裁判員	0.60	0.67	0.52	0.80	0.14	3.00
必要がないと認めたもの(法45条)	0.54	0.67	0.46	0.74	-	3.00

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

(6) その他

選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、126.2分であり、出席した裁判員候補者の平均は、38.1人である。

図表23-1 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布（選任手続期日に要した時間別）

図表23-2 出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

図表23-1

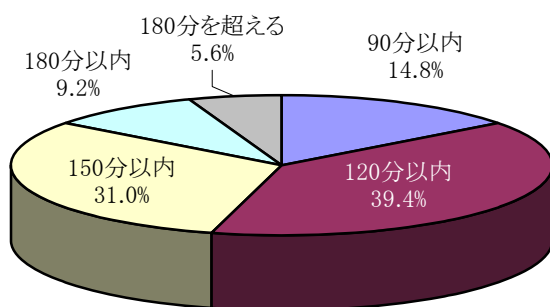
	判決人員	出席した裁判員候補者						
		30人以内	35人以内	40人以内	45人以内	50人以内	50人を超える	
総数	142	17	36	40	31	15	3	
に選任手続期日に要した時間	90分以内	21	4	1	8	7	1	-
	120分以内	56	8	16	17	11	3	1
	150分以内	44	4	16	10	10	2	2
	180分以内	13	1	2	5	2	3	-
	180分を超える	8	-	1	-	1	6	-

図表23-2

	出席した裁判員候補者	
総数	5,415	
に選任手続期日に要した時間	90分以内	793
	120分以内	2,100
	150分以内	1,649
	180分以内	504
	180分を超える	369

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数		
選定された裁判員候補者の総数	13,423 [94.5]		呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	3,785 [26.7]	
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	9,638 [67.9]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)	3,185 [22.4]	
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	5,415 [38.1]		うち、申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数 2,767 [19.5]		
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注2	83.9				

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 3 [] は、総数を判決人員（142人）で除した平均値である。

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申し出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	142			
選定された裁判員候補者の数	13,423			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 7,134	(100.0) 3,785	(100.0) 2,767	(100.0) 582
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上, 学生等) ※注2	(33.3) 2,375	(62.7) 2,375		
疾病傷害(法16条8号イ)	(15.1) 1,080	(16.7) 631	(14.5) 402	(8.1) 47
介護養育(法16条8号ロ)	(11.3) 803	(5.4) 206	(19.3) 533	(11.0) 64
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(24.5) 1,748	(10.8) 410	(39.3) 1,087	(43.1) 251
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(2.1) 148	(0.4) 14	(3.4) 93	(7.0) 41
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.7) 123	(0.8) 32	(3.2) 88	(0.5) 3
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.0) 68	(0.4) 17	(1.6) 44	(1.2) 7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.9) 62	(0.1) 5	(1.4) 40	(2.9) 17
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.3) 18	(0.2) 6	(0.4) 10	(0.3) 2
遠隔地(辞退政令5号)	(2.4) 170	(0.9) 33	(4.8) 132	(0.9) 5
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(6.6) 473	(1.1) 40	(10.5) 290	(24.6) 143
その他の辞退事由 ※注3	(0.9) 66	(0.4) 16	(1.7) 48	(0.3) 2

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

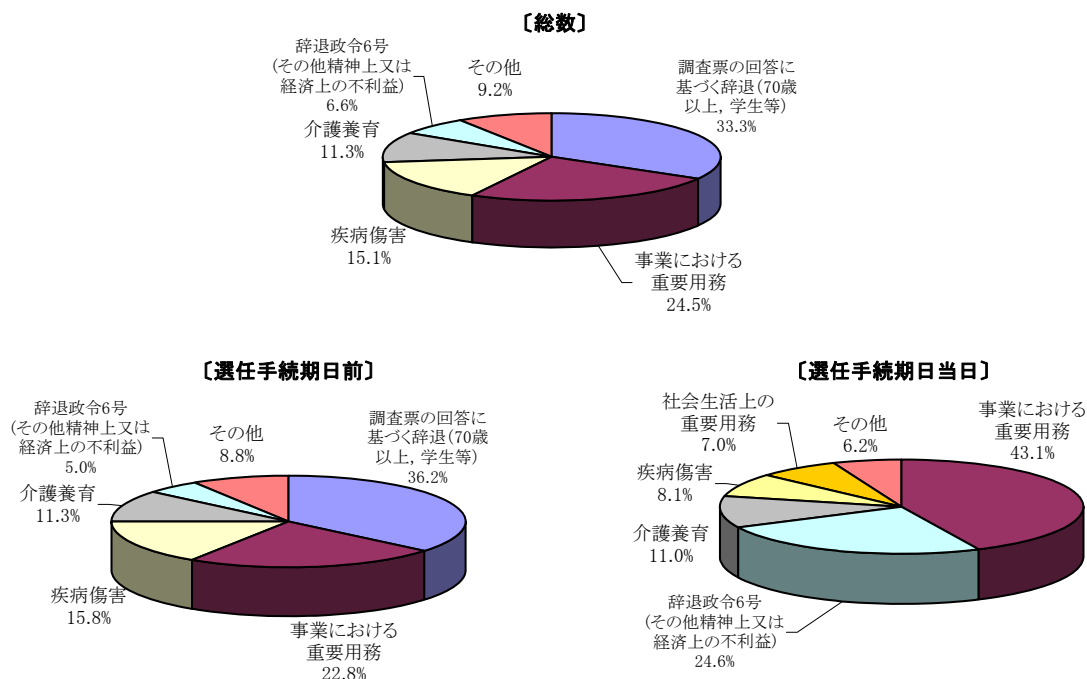
2 「調査票の回答に基づく辞退」とは、(1)裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、これが認められたもののほか、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったもの及び(3)分離発送方式をとった事件において、事前質問票等により裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、当年内のその後の全事件について辞退を希望し、これが認められたものを含む。

なお、「分離発送方式」については、11ページの脚注6を参照

3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

4 ()は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別^{*11}に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおり。

*11 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合の平均	実 審 理 予 定 日 数					辞退が認められた裁判員候補者の割合の平均	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	53.1	51.5	52.0	54.1	58.1	広島地裁本庁	55.7	-	60.0	52.7	52.7
東京地裁本庁	50.5	-	47.8	53.2	-	山口地裁本庁	55.5	52.2	58.2	-	-
東京地裁立川支部	49.1	-	49.2	48.8	-	岡山地裁本庁	56.8	-	-	56.8	-
横浜地裁本庁	47.1	-	48.9	46.1	-	鳥取地裁本庁	45.6	40.0	52.5	-	-
横浜地裁小田原支部	46.9	-	46.9	-	-	松江地裁本庁	55.0	-	55.0	-	-
さいたま地裁本庁	53.3	-	49.6	55.5	60.0	福岡地裁本庁	54.7	-	56.5	53.2	-
千葉地裁本庁	49.6	-	46.5	51.9	-	福岡地裁小倉支部	-	-	-	-	-
水戸地裁本庁	48.9	48.9	-	-	-	佐賀地裁本庁	58.6	-	-	58.6	-
宇都宮地裁本庁	45.0	-	-	45.0	-	長崎地裁本庁	57.6	-	-	57.6	-
前橋地裁本庁	48.8	-	-	48.8	-	大分地裁本庁	47.5	-	47.5	-	-
静岡地裁本庁	-	-	-	-	-	熊本地裁本庁	56.8	54.2	58.4	56.3	-
静岡地裁沼津支部	46.8	-	46.8	-	-	鹿児島地裁本庁	55.7	61.0	53.0	-	-
静岡地裁浜松支部	57.5	-	57.5	-	-	宮崎地裁本庁	59.5	-	59.5	-	-
甲府地裁本庁	59.4	-	59.4	-	-	那覇地裁本庁	46.0	-	46.0	-	-
長野地裁本庁	49.0	-	49.0	-	-	仙台地裁本庁	52.9	-	50.0	62.0	-
長野地裁松本支部	-	-	-	-	-	福島地裁本庁	57.1	-	57.1	-	-
新潟地裁本庁	-	-	-	-	-	福島地裁郡山支部	59.0	-	64.0	54.0	-
大阪地裁本庁	53.2	52.9	49.3	61.3	58.6	山形地裁本庁	62.7	-	-	62.7	-
大阪地裁堺支部	53.0	-	53.0	-	-	盛岡地裁本庁	-	-	-	-	-
京都地裁本庁	51.9	-	51.0	53.3	-	秋田地裁本庁	60.0	-	60.0	-	-
神戸地裁本庁	50.9	50.0	47.8	55.2	-	青森地裁本庁	62.1	-	62.1	-	-
神戸地裁姫路支部	52.7	-	52.7	-	-	札幌地裁本庁	51.2	-	50.2	54.0	-
奈良地裁本庁	61.7	-	-	-	61.7	函館地裁本庁	-	-	-	-	-
大津地裁本庁	49.4	-	47.7	54.9	43.0	旭川地裁本庁	-	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	52.0	-	52.0	-	-	釧路地裁本庁	-	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	50.5	-	46.7	51.6	-	高松地裁本庁	57.0	-	57.0	-	-
名古屋地裁岡崎支部	52.0	-	52.0	-	-	徳島地裁本庁	51.1	-	52.2	50.0	-
津地裁本庁	52.0	-	-	52.0	-	高知地裁本庁	-	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	54.1	54.0	51.8	60.0	-	松山地裁本庁	66.0	-	66.0	-	-
福井地裁本庁	55.7	-	-	55.7	-						
金沢地裁本庁	-	-	-	-	-						
富山地裁本庁	57.5	-	57.5	-	-						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合の平均	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
総数	53.1	51.5	52.0	54.1	58.1
調査票による辞退	17.7	21.2	18.8	16.2	13.6
疾病傷害(法16条8号イ)	8.0	6.8	7.6	8.5	10.2
介護養育(法16条8号ロ)	6.0	6.7	5.9	5.8	6.8
事業における重要用務(法16条8号ハ)	13.0	9.2	11.9	14.8	16.5
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.1	0.6	0.9	1.1	3.2
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.9	0.8	0.6	1.2	1.7
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.5	0.4	0.6	0.5	0.3
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	1.2	0.3	0.5	0.4
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	0.1	0.0	0.1	0.1	0.5
遠隔地(辞退政令5号)	1.3	1.5	1.3	1.2	1.3
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	3.5	2.7	3.7	3.8	1.9
その他の辞退事由	0.5	0.5	0.4	0.4	1.7

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者}} \times 100$ により算出した。

3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票等により当該事件について辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	8月	9月	10月	11月	12月
選定された裁判員候補者の数	13,423	190	1,120	2,890	3,223	6,000
辞退が認められた裁判員候補者の数	(53.1) 7,134	(49.5) 94	(53.1) 595	(52.9) 1,529	(53.8) 1,734	(53.0) 3,182

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 () は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。